

# 分科会と研究部会の見直しと今後

平成 25 年 1 月 26 日 学術運営委員会承認

学術運営委員会、分科会および研究部会は平成 12 年度の関連内規に基づいて設置され、顕微鏡学会の学術的活動において重要な役割を果たしてきた。一方で、設置から 10 年以上が経過し、平成 24 年度より顕微鏡学会が公益法人に移行したこともあり、その見直しが必要な時期になってきている。そこで平成 25 年度より以下のような方向で、見直しを行う。

## 1. 見直しの方針

「学術運営委員会、分科会および研究部会関連内規」（平成 12 年理事会決定）の原点に戻り、一方で、公益法人としての本学会の使命を考慮し、学術運営委員会の実質化、分科会、研究部会の設置方針の見直しを行う。

## 2. 学術運営委員会について

学術運営委員会を内規に基づいて、会長、副会長、常務理事、欧文誌編集委員長、和文誌編集委員長、学術講演会実行委員長、シンポジウム実行委員長、生物系および非生物系の理事若干名、会長の指名する会員若干名で構成し、委員長は副会長があたる。また、本委員会は、理事会の開催とほぼ並列して開催することにより、活性化を図り、分科会・研究部会に関すること以外の、学術講演会やシンポジウム等に関することも含めた大方針を審議する場に戻す。また、委員長の下に担当理事をつける。

なお、これまで学術講演会とシンポジウムの前日に開催していた会は、通常の学術運営委員会とは別に、「学術運営委員会・分科会・研究部会責任者合同会議」または「分科会・研究部会活動報告会」として位置付ける。

## 3. 分科会について

分科会は定常的な研究が必要な基礎的なテーマについて扱うものとする。分科会の継続期間に対する制限はつけないが、5 年ごとに見直しを行う。また、申請・許可は従来通り 1 年ごとに行い、評価に基づいた予算配分を行う。

なお、分科会を A と B に分ける。

分科会 A は研究の要素が強いものとし、学会が取り扱うすべての研究分野を考慮して設けた数領域において提案を受け付ける。

分科会 B は啓発・啓蒙の要素が強いものについて提案を受け付ける。

これらについて提案された申請書により運営委員会の審議に基づき、理事会がその設立を承認する。またそれぞれのカテゴリーに基づいた評価を行う。

#### 4. 研究部会について

研究部会はトピックス的・ad-hoc的な研究を扱うものとする。また、研究部会の期間は1年更新とし継続を認める。

なお、研究部会をAとBに分ける。

研究部会Aはトピックス性と研究の要素が強いものとし、公募のほかに、学術運営委員会（または理事会）主導のものを加える。また、戦略的に活動の評価を行い、その活動は3年までを限度とし、分科会A,Bへの移行、または研究部会Bへの移行を念頭に評価する。

研究部会Bは、比較的小グループによる研究集団において、学会の活性化を図る上で研究部会としての活動が必要であるものについて申請を受け付ける。活動は1年更新とし3年で見直しを行うが、必要に応じて、継続を認める。

これらについて、提案された申請書により運営委員会の審議に基づき、理事会がその設立を承認する。またそれぞれのカテゴリーに基づいた評価を行う。

#### 5. 予算と評価

事業額は年間総額120万程度とする。配分は一律とせず、学術運営委員会で配分を決定する。

分科会と研究部会に対して、おおむね以下のような評価基準を学術運営委員会で審議し、事前に評価シートを明示することで、評価の透明性と明確化を図る。

分科会A、研究部会A：研究成果を中心に評価し、欧文誌 *Microscopy* への投稿を義務づける。

分科会B、研究部会B：会員増強、啓蒙的活動などを中心に評価する。

#### 6. 今後の予定

今年度の中間報告（12月末）、会計報告（3月末）、活動報告（4月末）の提出は例年通り行う。

平成25年度の申請については以下の予定で行う。

1月26日理事会で方針最終決定、その後HPで公知、平成25年度申請受付開始

2月18日受付締めきり

3月16日理事会で採否、配分事業額決定